①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)
②名称	Patent Office, Hellenic Industrial Property Organization (OBI) Trademark Office General Secretariat of Commerce & Consumer's Protection Ministry of Development & Investments
③所在地	(Patent) 5, Gianni Stavroulaki str., Paradissos Amaroussiou, GR-151 25 Athens (Trademark) Kanning Square, GR-101 81 Athens
④連絡先	(Patent) (電話) (30 210) 61 83 582 (FAX) (30 210) 68 19 231 (internet) http://www.obi.gr/el/ (E-mail) info@obi.gr (Trademark) (電話) (30 210) 38 93 488 (FAX) (30 210) 38 46 523 (internet) www.gge.gr (E-mail) imichail@gge.gr
⑤組織の長	(Patent) Director General： Mr. Panagiotis Kanellopoulos (Trademark) Directress： Mr. Ioannis Michail
⑥沿革	(1) ギリシャにおいては、最初に商標法が 1939 年に法律 No.1998 により制定され、1940 年 1 月 1 日に施行された。この商標法は、1975 年、続いて 1994 年に改正されている。 (2) 特許、意匠法は、1954 年に法律 No. 3026 が施行された。 (3) 最新の知財法は次の通り。 特許法(1996 年 1 月 1 日施行、1995 年法律第 2359 号。実用新案法を含む) 意匠法(2002 年 3 月 6 日施行、2002 年大統領令第 161 号) 商標法(2012 年 10 月 11 日施行、2012 年第 4072 号(1994 年法律第 2239 号の改正法)
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1976/3/4	1920/11/9	1991/10/22		
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
1983/8/29	1924/10/2		1994/2/9	1993/1/6
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
			2010/3/14	2010/3/14
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1993/10/30		1997/4/18		
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2000/4/10	1990/10/9	1999/9/4	1998/11/7
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1997/10/21		1995/1/1		

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	763	926	1,085	1,078
		(内　外国出願)	363	532	648	579
		(内日本から)	4	2		2
		(内　PCT ルート)				
	実用新案	全数	17	21	18	20
		(内　外国出願)	7	8	5	2
	意匠	全数	131	135	131	130
		(内　外国出願)	54	39	52	48
		(内日本から)		1		
	商標	全数	1,022	1,096	929	816
		(内　外国出願)	1,022	1,095	929	816
		(内日本から)	8	8	3	4
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	223	252	224	230
		(内　外国出願)	10	12	8	7
		(内日本から)		5	1	
		(内　PCT ルート)				
	実用新案	全数	20	24	22	25
		(内　外国出願)	11	6	7	2
	意匠	全数	130	120	151	127
		(内　外国出願)	57	34	48	47
		(内日本から)				
	商標	全数	1,092	1,110	1,014	934
		(内　外国出願)	1,092	1,110	1,013	934
		(内日本から)	10	8	7	4
	出典:　WIPO IP Statistics					

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)

⑫　組　　織

<組織図>　工業所有権局(Industrial Property Office (BOI))及び商標局(Trademark Office)は、開発省(Ministry of Development)の下部組織である。

<Hellenic Industrial Property Organisation – OBI>

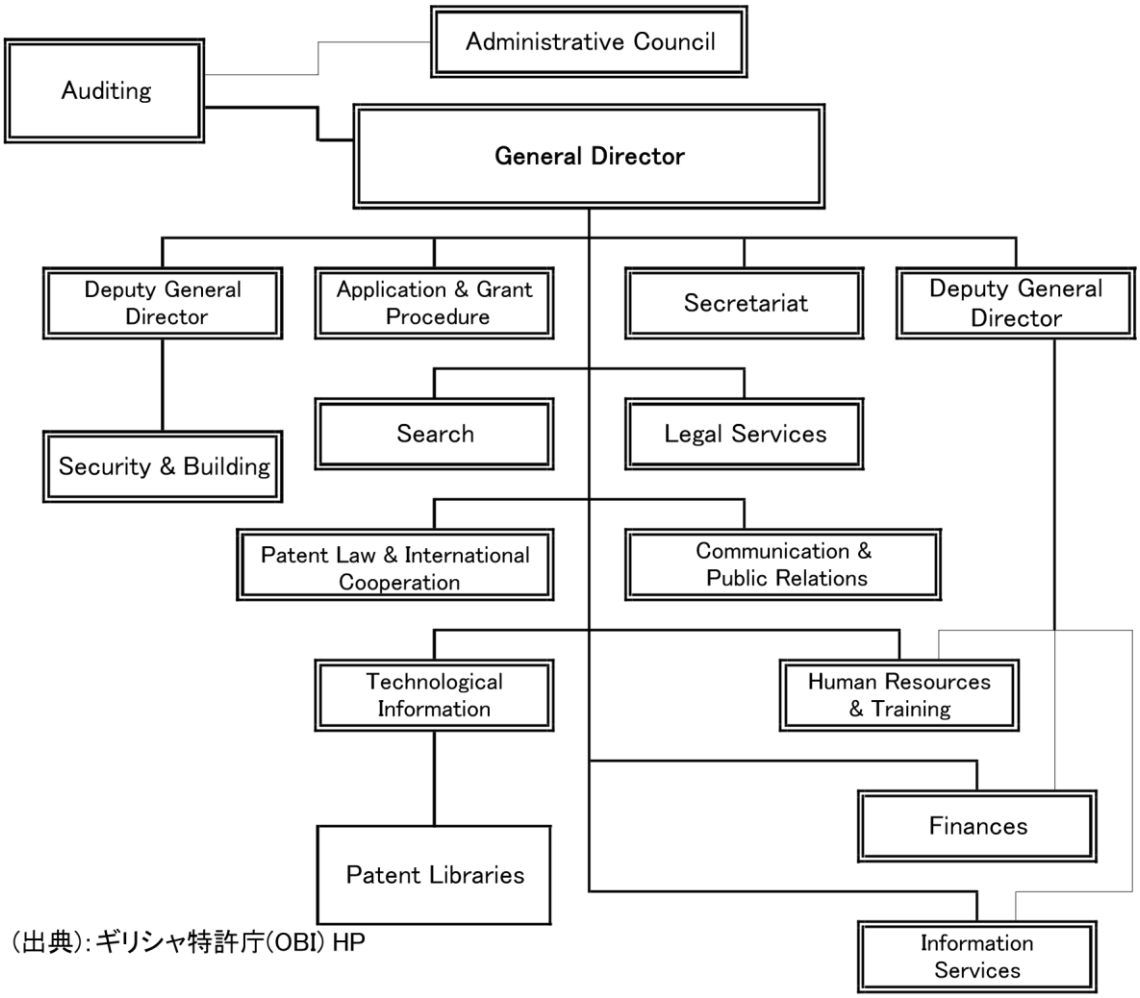

(出典):ギリシャ特許庁(OBI) HP

<Trademark Office>

Section A 及び Section B から構成されている。

A: Section of Trademark Application (11 employees)

B: Section of Trademark Registration (27 employees)

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015 年版 (2011 年 5 月 24 日法律 No.3966)
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 6 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許規則第 3 条)
	⑦出願言語	ギリシャ語、英語、フランス語又はドイツ語。ギリシャ語以外による場合、4 月以内に翻訳文を提出しなければならない。 (特許規則第 4 条(1)、第 11 条(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から起算して 20 年。 (特許法第 11 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第 5 条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願人又はその前権原者の権利の明白な乱用による開示又は公式の博覧会における展示から 6 ヶ月 (特許法第 5 条(9))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学の理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 知的活動、ゲーム及び業務遂行のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (特許法第 5 条(2)、(6)～(8))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 8 条(2)～(12))
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第 8 条(2)～(12))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日後 18 月経過後、出願は公告(公開)される。 (特許法第 7 条(12))
	⑯異議申立制度の有無	無。(特許法第 8 条(2)～(13)、第 15 条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効は、裁判所への手続きによる。(特許法第 15 条)
	⑱実施義務	有。特許出願日から 4 年、又は特許付与日から 3 年の何れか遅い方。 (特許法第 13 条(1)、(10))
	⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 30 EUR(10 クレームまで) 17 EUR(10 超の各クレームにつき) 調査手数料 150 EUR 調査報告作成料 800 EUR 登録料 95 EUR [特許権維持に掛かる費用] 年金 5 年次 60 EUR 13 年次 310 EUR 6 年次 80 EUR 14 年次 360 EUR 7 年次 90 EUR 15 年次 420 EUR 8 年次 110 EUR 16 年次 520 EUR 9 年次 135 EUR 17 年次 620 EUR 10 年次 180 EUR 18 年次 750 EUR 11 年次 220 EUR 19 年次 850 EUR 12 年次 260 EUR 20 年次 950 EUR
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	(ギリシャにおける PCT 出願による特許は、EP 経由でのみ取得できる。)

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	1998 年 1 月 1 日施行 (1997 年法律第 2516 号)
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 19 条(6)、第 6 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許規則第 3 条、第 11 条(1))
	⑦出願言語	ギリシャ語、英語、フランス語又はドイツ語。ギリシャ語以外による場合、4 月以内に翻訳文を提出しなければならない。 (特許規則第 4 条(1)、第 11 条(1))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から起算して 7 年。 (特許法第 19 条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第 19 条(6)、第 5 条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願人又はその前権原者の権利の明白な乱用による開示又は公式の博覧会における展示による開示。期間は、開示日から 6 月。 (特許法第 5 条(9))
	⑪不登録対象	明確な形状及び形態を有する新規かつ産業上利用可能な 3 次元対象物に該当しない考案。(特許法第 19 条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第 19 条(5))
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第 19 条(5))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日後 18 月経過後、出願は公告(公開)される。 (特許法第 19 条(6)、第 7 条(12))
	⑯異議申立制度の有無	無。(特許法第 19 条(5)、第 8 条(13)、第 15 条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効は、裁判所への手続きによる。 (特許法第 19 条(6)、第 15 条)
	⑱実施義務	有。特許出願日から 4 年、又は特許付与日から 3 年の何れか遅い方。 (特許法第 19 条(6)、第 13 条(1)、(10))
	⑲費用単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 30 EUR(10 クレームまで) 17 EUR(10 超の各クレームにつき) 登録料 57 EUR(10 クレームまで) [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 5 年次 60 EUR 6 年次 80 EUR 7 年次 90 EUR
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015 年版 (2011 年 5 月 24 日法律 No.3966)
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作考案者及び承継人(自然人、法人)(意匠法第 17 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (意匠法第 20 条(2))
	⑦出願言語	ギリシャ語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。5 年毎に延長できる。最長 25 年。 (意匠法第 29 条)
	⑨新規性の判断基準	欧州域内公知、欧州域内刊行物
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも 12 月。 (意匠法第 14 条(2)) (1) 意匠の創作者又は承継人の行為による意匠の開示、又は意匠の創作者又は承継人から知得した第三者による意匠の開示。 (2) 意匠の創作者又は承継人に対する信義に反する濫用による意匠の開示。
	⑪不登録対象	(1)公の秩序又は善良な道徳に反する意匠 (2)製品の形状の特徴が、専らその技術的機能に従うものである場合 (3)製品の外観の特徴が、その正確な形状及び寸法で複製しなければならないものであり、それによってその意匠を包含又は適用する製品が、その他の製品と機械的に結合できるものである場合、若しくはその他の製品との間で互いにその機能を満たすことができる方法で、その他の製品の内部、周囲又は表面に載置することができるものである場合 (意匠法第 15 条(1))
	⑫実体審査の有無	無。登録出願は、方式要件について審査される。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(意匠法第 20 条(3))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先日から 12 月を超えない範囲内で、意匠の公表の遅延を請求することができる。 (意匠法第 20 条(3)(g))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は、裁判所に提訴することができる。 (意匠法第 16 条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
	㉔費用単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　20 EUR(1 意匠)8 EUR(1 超の各意匠につき) 公告料　14 EUR 公告付加料 3 EUR(1 超の各意匠につき) [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 第 2 回目の 5 年間　58 EUR 第 3 回目の 5 年間　58 EUR 第 4 回目の 5 年間　72 EUR 第 5 回目の 5 年間　88 EUR
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2012 年 10 月 11 日施行 (2012 年法律第 4072 号))
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標(商標法第 1 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、音響商標、三次元商標 (商標法第 1 条)
	⑦出願人資格	自然人及び、承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第 4 条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑪出願言語	ギリシャ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から 10 年。10 年ごとに更新できる。(商標法第 21 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1)顕著性を欠く標識 (2)取引において、商品若しくはサービス提供の種類、性質、品質、数量、意図される目的、価値、原産地若しくは製造時期、又は商品若しくはサービスの他の特質を指定するのに役立つ標識又は表示のみから成る標識 (3)現行の言葉又は善意のかつ確立された取引慣行において常用される標識又は表示のみから成る商標 (4)商品自体の性質に由来するか若しくは技術的成果を得るのに必要である形状、又は商品に実質的価値を与える形状のみから成る商標 (5)公序良俗に反する商標(6) (6)商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について公衆を欺瞞するおそれのある商標 (7)パリ条約第 6 条の 3 に規定される国の旗章、紋章、象徴、紋章の付いた盾及び印章で同条に規定されるものから成る場合 (商標法第 3 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第 4 条(2)(c))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第 3 条、第 4 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告の翌月の 16 日から 4 月以内に異議を申立てることができる。(商標法第 10 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。(商標法第 17 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。 5 年。継続して 5 年の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第 17 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは関係なく譲渡できる。(商標法第 22 条)

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
	㉘費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　120 EUR(1 分類)　30 EUR(1 超の各分類)
		[商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料　120 EUR(1 分類)　30 EUR(1 超の各分類)
	㉙料金減免措置の有無	無。